

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	オリックス株式会社			コード	8591
提出日	2023/6/2	異動(予定)日	2023/6/22		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし				
1	マイケル・クスマノ	社外取締役	○															○		有
2	秋山 咲恵	社外取締役	○															○		有
3	渡辺 博史	社外取締役	○															○		有
4	関根 愛子	社外取締役	○															○		有
5	程 近智	社外取締役	○															○		有
6	柳川 範之	社外取締役	○															○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		マイケル・クスマノ氏は、現在マサチューセッツ工科大学スローン経営大学院経営学部副学部長、教授を務め、ビジネス戦略やテクノロジー・マネジメントに関する世界的権威として深い知見を有しています。取締役会および報酬委員会の審議においては、当社の経営における重要な事項に関し、ビジネス戦略やテクノロジー・マネジメントに関する専門的な観点から、積極的な意見・提言等を行っています。指名委員会は、同氏は豊富な知識や経験等を生かし、独立した客観的な立場から、引き続き、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、社外取締役候補者となりました。同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社指名委員会が定める「独立性を有する取締役の要件」を満たしています。なお、同氏が副学部長、教授を務めるマサチューセッツ工科大学スローン経営大学院と当社には特記すべき関係はありません。よって、同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性を有するものと判断しています。
2		秋山咲恵氏は、株式会社サキコーポレーションを創業し、代表取締役社長を務め、企業経営における幅広い経験と知見を有しています。現在は、指名委員会の議長として、当社の事業展開にふさわしい取締役会や執行役の陣容についての審議を主導的に行うなど、積極的な意見・提言等を行っています。指名委員会は、同氏は豊富な知識や経験等を生かし、独立した客観的な立場から、引き続き、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、社外取締役候補者となりました。同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社指名委員会が定める「独立性を有する取締役の要件」を満たしています。よって、同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性を有するものと判断しています。
3		渡辺博史氏は、財務省の要職および株式会社国際協力銀行代表取締役総裁等を歴任し、現在は公益財団法人国際通貨研究所理事長を務めるなど、国内外の金融および経済の専門家としての豊富な経験と深い知見、企業経営における幅広い経験と知見を有しています。現在は、報酬委員会の議長として、中長期インセンティブ機能を高めるための役員報酬体系ならびに報酬水準の審議を主導的に行うなど、積極的な意見・提言等を行っています。指名委員会は、同氏は豊富な知識や経験等を生かし、独立した客観的な立場から、引き続き、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、社外取締役候補者となりました。同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社指名委員会が定める「独立性を有する取締役の要件」を満たしています。なお、同氏が理事長を務める公益財団法人国際通貨研究所と当社には特記すべき関係はありません。よって、同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性を有するものと判断しています。
4		関根愛子氏は、財務会計に関する国内外の政府、機関の審議委員や、あらた監査法人(現PwCあらた有限責任監査法人)代表社員、日本公認会計士協会会長等を歴任するなど、会計の専門家としての深い知見を有しています。現在は、監査委員会の議長として、内部監査部門から定期的な報告を受けるとともに、当社の内部統制システムの実効性についての審議を主導的に行うなど、積極的な意見・提言等を行っています。指名委員会は、同氏は豊富な知識や経験等を生かし、独立した客観的な立場から、引き続き、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、社外取締役候補者となりました。同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社指名委員会が定める「独立性を有する取締役の要件」を満たしています。なお、同氏が教授を務める早稲田大学と当社には特記すべき関係はありません。よって、同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性を有するものと判断しています。

5		程近智氏は、アクセンチュア株式会社代表取締役社長を務め、企業経営およびデジタルビジネスにおける幅広い経験と知見を有しています。取締役会、報酬委員会および監査委員会の審議においては、当社の経営における重要な事項に関し、企業経営およびデジタルビジネスに関する専門的な観点から、積極的な意見・提言等を行っています。指名委員会は、同氏は豊富な知識や経験等を生かし、独立した客観的な立場から、引き続き、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、社外取締役候補者となりました。同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社指名委員会が定める「独立性を有する取締役の要件」を満たしています。なお、同氏が2015年8月まで代表取締役社長を務めたアクセンチュア株式会社と当社との取引関係は、両社において連結売上高（当社でいうグループ連結営業収益）の1%未満です。また、同氏が社外取締役に就任予定の株式会社三井住友銀行は、当社の借入先金融機関のひとつですが、同氏は同社の業務執行者となる予定ではないことから独立性に影響を与えるものではありません。よって、同氏は一般株主と利益相反の生じおそれのない独立性を有するものと判断しています。
6		柳川範之氏は、現在、東京大学大学院経済学研究科教授を務めるとともに金融経済に関する政府、機関の審議委員を務めるなど、金融契約、法と経済学を専門とする金融経済に関する専門家として深い知見を有しています。取締役会、監査委員会の審議においては、深い学識に基づく企業戦略に関する専門的な観点から、積極的な意見・提言等を行っています。指名委員会は、同氏は豊富な知識や経験等を生かし、独立した客観的な立場から、引き続き、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、社外取締役候補者となりました。同氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社指名委員会が定める「独立性を有する取締役の要件」を満たしています。なお、同氏が教授を務める東京大学と当社には特記すべき関係はありません。よって、同氏は一般株主と利益相反の生じおそれのない独立性を有するものと判断しています。

4. 補足説明

1. 当社の指名委員会が定める「独立性を有する取締役の要件」は以下のとおりです。

- (1) 現在および過去1年間に、オリックスグループの主要な取引先*または主要な取引先の執行役等（業務執行取締役を含む。以下同じとする。）もしくは使用人に該当しないこと。
 *「主要な取引先」とは、直近事業年度およびこれに先行する3事業年度のいずれかの事業年度において、その者とオリックスグループとの取引額が、オリックスグループまたはその者のいずれかの連結総売上高（オリックスグループの場合は連結営業収益）の2%または100万米ドルに相当する金額のいずれか大きい額以上である者をいう。
- (2) 直近事業年度およびこれに先行する3事業年度のいずれにおいても、オリックスグループから、取締役としての報酬以外に高額（年間100万円以上）の報酬を直接受け取っている者でないこと。また、現在および過去1年間に、コンサルタント、会計専門家、法律専門家として所属する法人等がオリックスグループから、高額（連結営業収益（または連結総売上高）の2%または100万米ドルに相当する金額のいずれか大きい額以上）の報酬を受け取っていないこと。
- (3) 現在、オリックスの大株主（発行済株式総数の10%以上を保有する株主）、またはその利益を代表する者でないこと。
- (4) 直近事業年度およびこれに先行する3事業年度のいずれにおいても、オリックスとの間で、取締役の相互兼任*の関係がある会社の執行役等に該当しないこと。
 *「取締役の相互兼任」とは、本人が執行役等として所属する会社において、オリックスまたは子会社の執行役等が当該会社の取締役に就任している場合において、本人がオリックスの社外取締役に就任する場合を指す。
- (5) オリックスグループから高額（過去3事業年度の平均で年間100万円以上）の寄付または助成を受けている組織（公益社団法人、公益財団法人、非営利法人等）の理事（業務執行に当たる者に限る。）その他の業務執行者（当該組織の業務を執行する役員、社員または使用人をいう。）に該当しないこと。
- (6) 直近事業年度およびこれに先行する3事業年度のいずれにおいても、オリックスグループの会計監査人または会計参与である公認会計士（もしくは税理士）または監査法人（もしくは税理士法人）の社員、パートナーまたは従業員であって、オリックスグループの監査業務を実際に担当（ただし、補助的関与は除く。）していた者に該当しないこと。
- (7) その親族*に、以下に該当する者がいないこと。
 ① 過去3年間に、オリックスグループの執行役等または執行役員等の重要な使用人であった者。
 ② 上記(1)から(3)、(5)および(6)の各要件に該当する者。ただし、(1)については、使用人の場合には執行役員である者に限り、(2)の第二文については、当該法人等の社員またはパートナーである者に限り、(6)については執行役等またはオリックスグループの監査を直接担当する使用人に限る。
- *「親族」とは、配偶者、二親等以内の血族・姻族、またはそれ以外の親族で当該取締役と同居している者をいう。
- (8) その他、取締役としての職務を執行するうえで重大な利益相反を生じさせるような事項または判断に影響を及ぼすおそれのあるような利害関係がないこと。

2. 関根愛子氏の戸籍上の氏名は佐野愛子です。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員相互兼任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。